

第5章 計画の推進体制

+

1 推進体制の整備

(1) 関係機関・団体との連携強化

保健・福祉施策を推進するにあたっては、行政のみならず、社会福祉協議会や民生・児童委員、ボランティア団体等関係機関との協働体制が大変重要となります。このため、これら関係機関・団体等との連携を強化し、地域福祉活動の基盤となる体制の整備を進めます。

(2) 国・県・近隣市町との連携強化

障がいのある人を取り巻く問題の複雑化や多様化の進む中、町単独で実施することが難しい事業が出てきているのが現状です。このため、今後は近隣の市町をはじめ、障害保健福祉圏域での広域対応や県との連携を図ることにより、充実した事業の実施体制の整備・確保に努める必要があります。

(3) 計画の評価・見直しの実施

本計画は、壬生町における障がい者施策全般に関わる基本的な方針を定めた「障がい者基本計画」と、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりなど取りまとめた「障がい福祉計画」とを一体として策定しています。

「障がい基本計画」は、障がい者施策全般についての方向性を示すものであり、「障がい福祉計画」は障がい福祉サービスの円滑な提供とサービス基盤の整備を図るものです。

特に「障がい福祉計画」は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間を第 1 期計画期間とし、平成 20 年度中に進捗状況や達成状況、住民の意見等を踏まえ、自立支援協議会において計画の点検・評価を行い、必要な見直しを平成 21 年度から平成 23 年度までの第 2 期計画期間に反映させ、目標の達成に向けた取り組みを進めます。

2 計画の推進主体

本計画を推進していくにあたっては、町民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、地域で担う役割に対して積極的に取り組んでいく協働体制を整備する必要があります。

障がい者本人	・社会活動への積極的参加 ・町(行政)の政策決定機会への参画 ・障がいの特性や状態にあったサービス・制度の利用
家族	・障がいに対する理解 ・障がいのある人本人の自立支援 ・障がいのある人本人が住み慣れた地域や自宅で生活を送ることへの協力 ・家族ぐるみでの健康づくりへの取り組み
地域住民	・障がいや障がいのある人に対する理解 ・地域に住む障がいのある人の見守り ・地域コミュニティにおける障がいのある人の受け入れ促進
指定障がい福祉サービス事業者	・利用者本位のサービス提供 ・地域との交流の推進 ・自己評価と第三者評価の実施 ・施設概要や評価結果の情報公開
NPO・ボランティア団体等	・障がい福祉サービスでは提供できないきめ細やかなサービスの提供 ・障がいのある人と地域住民の仲介
企業等	・障がいや障がいのある人に対する理解 ・職場のバリアフリー化の推進 ・障がい者用駐車場等の整備の推進 ・障がい者雇用の推進(法定雇用率の達成)
町	・障がい者施策の実施 ・健康診査、各種検診の実施 ・障がい者計画、障がい福祉計画の策定 ・理解啓発の促進 ・情報提供・相談支援の充実 ・サービス提供体制の確保 ・ボランティア団体等活動の支援

○協働体制イメージ

